

【法律名】 消費生活用製品安全法

【府省庁名】 経済産業省、消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、一般消費者の利益を保護することを目的とする。・販売規制（法第4条）・技術基準適合義務（法第11条）等・経年劣化対策に係る「設計標準使用期間」の製品への表示義務（法第32条の3から4）等・重大製品事故報告義務等（※受付・公表等は消費者庁）（法第35条から第37条等）・消費経済審議会への諮問（法第47条）等 <p>【改正等】</p> <ul style="list-style-type: none">・重大製品事故報告・公表制度の創設（平成19年5月施行）・長期仕様製品安全点検制度の創設（平成21年4月施行）・ライターを特定製品及び特別特定製品に指定（平成22年12月施行） <p>【関連する主な告示、ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none">①消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品に関するガイドライン②消費生活用製品安全法上の個人情報の取り扱いに関するガイドライン
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・重大製品事故情報報告制度の受付・公表等を消費者庁に移管。（法第35条から第37条等）・製造・輸入事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、地方経済産業局に委任（施行令第17条）・販売事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、都道府県に委任（施行令第14条）
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>○平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none">・報告徴収（法第40条）経済産業省5件、消費者庁1件・立入検査（法第41条）経済産業省0件、（独）製品評価技術基盤機構（以下、NITEという）50件、都道府県3749件・事故報告受付 1412件（法第35条）・事故報告公表 1404件（法第36条）※重複、対象外を除く案件のすべて・行政指導例 重大事故報告制度に基づき、45製品につき、事業者により自主リコールを指導。 重大事故報告制度に基づき、11事業者に報告制度の規定遵守を指導。 <p>○平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none">・報告徴収（法第40条）経済産業省3件、消費者庁0件・立入検査（法第41条）経済産業省3件、NITE46件、都道府県5

	<p>937件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告受付 1172件(法第35条) ・事故報告公表 1161件(法第36条) ※重複、対象外を除く案件のすべて ・行政指導例 重大事故報告制度に基づき、21製品につき、事業者によりコールを指導。 重大事故報告制度に基づき、24事業者に報告制度の規定遵守を指導(※9月以降は消費者庁)。
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<p>製造・輸入事業者に対する違反对応は、経済産業省の指示の下、主に各地の経済産業局がNITEの行う立入検査と連携して実施し、さらに都道府県が行う立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。</p> <p>また事故対応や、技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、経済産業省本省、消費者庁、NITE、経済産業局、都道府県と連携して実施している。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収(法第40条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することがある。(平成20年4月以降 実績1件) ・立入検査(法第41条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することがある。 ・危害防止(法第39条)は、執行にあわせ全て公表している。 ・事故報告受付(法第35条)は、週2回の定期公表時に加え、二ヶ月単位(消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議開催時)及び一年単位(経済産業省産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会、消費者安全法に基づく国会への結果報告)での公表を行っている。加えて全国で20回程度行う製品安全セミナー等においても最新情報等の公表に努めている。 ・事故報告公表(法第36条)は、週2回の定期公表時に加え、二ヶ月単位(消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議開催時)及び一年単位(経済産業省産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会、消費者安全法に基づく国会への結果報告)での公表を行っているほか、製品起因が疑われる事故として事業者が再発防止策を講じる場合に定期公表以外にも随時公表を行っている。加えて全国で20回程度行う製品安全セミナー等においても最新情報等の公表に努めている。

【法律名】有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）

【府省庁名】 厚生労働省

法執行の現状

制度の概要	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」）は、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和48年に制定されたものである。</p> <p>主として一般消費者の生活の用に供される家庭用品について、有害物質として20物質を指定し、規制基準等を定めている。</p> <p>基準に適合しない家庭用品については、厚生労働省又は都道府県等自治体により、販売等の禁止・回収命令・立入検査等の必要な措置を講ずることができる。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>○都道府県等自治体</p> <p>・回収命令・立入検査等の権限（第6条、第7条）</p>
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<p>規制基準違反事例</p> <p>平成20年度50件、平成21年度54件、平成22年度18件（10月まで）</p> <p>処分等は該当なし。</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>規制基準違反が発見された事業者に対し、事業者所在地の自治体により、指導等行われている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<p>年1回基準違反件数をホームページにて公表している。</p>

【法律名】特定商品等の預託等取引契約に関する法律

【府省庁名】消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>【制度の趣旨】 この法律は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約にかかる預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約にかかる預託者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>【制度の概要】 (1) 書面の交付義務 ①契約締結前：契約のあらましと業者の業務・財産内容の概要書面 ②契約締結時：契約内容を明らかにした契約書面 (2) 不当な勧誘の禁止 ①特定商品の価額、保有状況等重要事項の虚偽告知、不実の告知 ②威圧を交えた言動をもつての勧誘、契約解除の妨害 (3) 書類の閲覧（業務及び財産の状況の備え置き3年間の義務） (4) 契約の解除 ①クーリングオフ（契約後書面交付日から14日を経過するまで） ②中途解約（損害賠償額は契約額の10%以内） (5) 監督 業務停止命令（1年以内）</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>・当該法による内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任する（法13条の2）</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p><H20年度> ・行政処分：0件 <H21年度> ・行政処分：0件 <H22年度> ・行政処分：0件</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	
<p>法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段</p>	<p>・業務停止命令事案については、HPにて公表（H19年：農林水産省）</p>

特定商取引法の執行件数

- 近年、累次の特商法の改正も基礎に、執行件数は大きく増加。
- 国による執行件数は、平成21年度に過去最高に。
- 消費者庁設立後も経済産業局と一体となって、着実に執行。

特商法に基づく行政処分の件数

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
国	16	35	30	40	37	48	35
都道府県	24	45	54	140	104	90	72
合計	40	80	84	180	141	138	107

※ 平成22年11月26日現在

特商法に基づく行政処分の件数(消費者庁設立後)

年度	平成21 (9月以降)	平成22 (11月26日現在)	合計
消費者庁	4	24	28
経済産業局	22	11	33

特定商取引法違反に基づく処分件数の推移(平成22年11月26日現在)

(単位:件)

年度	平成8 (1996)		平成9 (1997)		平成10 (1998)		平成11 (1999)		平成12 (2000)		平成13 (2001)		平成14 (2002)		平成15 (2003)		平成16 (2004)		平成17 (2005)		平成18 (2006)		平成19 (2007)		平成20 (2008)		平成21 (2009)		平成22 (2010)		合計		年度
	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	業務停止 命令	指示	
合計	2		9		13		7		4		20		25		26		40		80		84		180		141		138		107		876		合計
国	0	2	1	8	0	12	0	5	0	0	1	12	2	7	0	7	10	6	22	13	25	5	34	6	26	11	25	23	17	18	163	135	国
都道府県	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4	0	7	0	16	0	19	0	24	3	42	11	43	79	61	87	17	75	15	59	13	314	264	都道府県
北海道																1		1			3	3	6	4	9		5		4		27	9	北海道
青森																				1	1				1						2	1	青森
岩手																				2		2	1	4	2	1					3	9	岩手
宮城											1																1		1		2	1	宮城
秋田																				2		1	2			1	1	1			4	5	秋田
山形																									1				2		3	0	山形
福島																							1	1	3	1	3	1	1		8	3	福島
茨城																										1	1	3		4	1	茨城	
栃木																							1			3		2		8	2	栃木	
群馬																									2				2		1	2	群馬
埼玉																1		2		5		2	3	3	5	2	16	1	14	1	38	17	埼玉
千葉																	1		1		1		2	3	1	2				6	4	千葉	
東京					1						3		9		10		9	1	8	4	13	26	18	27	3	15	3	8	7	81	84	東京	
神奈川													1		1		2		2		3	3	2	9	1	4	1	3		19	13	神奈川	
新潟													1								1	1					1			1	3	新潟	
富山																							1	1						1	1	富山	
石川																	3		2		2	1								1	7	石川	
福井																						1								0	7	福井	
山梨												1		1					1				4							0	1	山梨	
長野																												1					長野
岐阜																					1	3	1	1		2			1	6	3	岐阜	
静岡							2		3		3		4		4		3	2	4		5	6		2	2	2		4		16	30	静岡	
愛知																1		1				2	2		2		2			6	5	愛知	
三重																							1		1					2	0	三重	
滋賀																					2		1	2	2		1		1	5	5	滋賀	
京都																							3	2	1	2	1	1		7	3	京都	
大阪																					1		2	5	4	4	2	3	2	1	13	11	大阪
兵庫																					1		1	3	3	1		2	1	7	6	兵庫	
奈良																								1	2					2	2	奈良	
和歌山																													1	1	1	1	和歌山
鳥取																														0	0	鳥取	
島根																		1		1										0	2	島根	
岡山																									2	2	1			3	2	岡山	
広島																								1		1				3	1	広島	
山口																														2	0	山口	
徳島																								1						0	0	徳島	
香川																						1		4	3	4	2	3		3	5	香川	
愛媛																						1		1					1	2	1	愛媛	
高知																										1	1			1	1	高知	
福岡																						2			1		1	2		2	4	4	福岡
佐賀																						2			1	1				2	3	佐賀	
長崎																								1	1	1	1		2	4	3	長崎	
熊本																											1	1		1	5	熊本	
大分																						1								0	0	大分	
宮崎																														0	0	宮崎	
鹿児島																														1	0	鹿児島	
沖縄																														0	1	沖縄	

【法律名】 割賦販売法

【府省庁名】 経済産業省

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 割賦販売法は、割賦流通秩序を確立し、割賦販売の健全な発展を確保することを目的に、信用購入あっせん業者に対する登録、許可割賦販売業者等に対する許可という事前規制を設けている・ 法定付議事項である政令の制定若しくは改廃を行う場合は、消費経済審議会に諮問しなければならない（第 36 条） <p>【改正の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 前払式割賦販売業を登録制から許可制に変更（昭和 43 年改正）・ 営業所以外の場所での割賦販売に係るクーリング・オフ制度の創設、適用範囲の拡大（ローン提携販売、前払式特定取引を追加）（昭和 47 年改正）・ 割賦購入あっせんの書面交付義務の導入、抗弁権の接続に関する規定の創設、リボルビング方式に関する定義の創設（昭和 59 年改正）・ 指定役務・指定権利を規制対象に追加（平成 11 年改正）・ カードレス取引を規制対象に追加、業務提供誘引販売取引に対する消費者保護規定の適用（平成 12 年改正）・ 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用（平成 16 年改正）・ 個別信用購入あっせん業者に対する登録制の導入、信用購入あっせん業者に対する支払能力調査の義務づけ、包括信用購入あっせん業者に対するクレジットカード情報の保護に必要な措置の義務づけ等（平成 20 年改正）
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 経済産業局に下記の権限を委任（第 48 条）<ul style="list-style-type: none">➤ 信用購入あっせん業者の登録➤ 割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収➤ 信用購入あっせん業者、許可割賦販売業者等に対する立入検査➤ 許可割賦販売業者等の営業保証金及び前受業務保証金の供託に関する届出➤ 信用購入あっせん業者に対する改善命令、登録の取消し、業務停止命令・ 都道府県は下記の事務を行うことができる（第 47 条）<ul style="list-style-type: none">➤ 個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、業務停止命令、報告徴収、立入検査（個別信用購入あっせん業者の加盟店に対して、特定商取引法上の執行が行われる場合のみ）➤ 許可割賦販売業者等に対する報告徴収及び立入検査・ 消費者庁の権限（第 40 条第 2 項、第 4 項、第 6 項、第 41 条第 2 項、第 41 条の 2）<ul style="list-style-type: none">➤ 許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収➤ 許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する立入検査※ただし、許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収及び立入検査を行うにあたっては、経済産業大臣への事前協議

	<p>が必要（第40条第13項、第41条第9項）</p> <p>➤ 経済産業大臣への資料提供等の協力要請</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴収（第40条） H20FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H21FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H22FY：本省1件、経済産業局19件、都道府県33件 ・ 立入検査（第41条） H20FY：本省30件、経済産業局148件、都道府県79件 H21FY：本省43件、経済産業局130件、都道府県73件 H22FY：本省31件、経済産業局76件、都道府県33件 ・ 改善命令（第20条の2、第30条の5の3、第33条の5、第35条の3の21） H20FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H21FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H22FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 ・ 登録取消（第23条、第35条の3の32） H20FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H21FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H22FY：本省0件、経済産業局1件、都道府県0件 ・ 許可取消（第23条） H20FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H21FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 H22FY：本省0件、経済産業局0件、都道府県0件 <p>（注1）平成22年度については、10月までの実績。 （注2）立入検査の実績について、本省、経済産業局、都道府県が合同で行ったものは重複して数えている。</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可割賦販売業者等に対する立入検査については、原則、権限を委任された経済産業局又は権限を委譲された都道府県が行う。ただし、経済産業局または都道府県の要請に応じて、本省、経済産業局も合同で実施している。 ・ 信用購入あっせん業者への立入検査については、原則、経済産業局が行う。ただし、経済産業局からの要請に応じて本省も実施している。また、個別信用購入あっせん業者については、その加盟店に対して特定商取引法の執行が行われる場合において、消費者被害が都道府県に限定される場合は、その都道府県が行う。ただし、都道府県からの要請に応じて本省、経済産業局も実施している ・ 都道府県が立入検査及び報告徴収を行った場合、経済産業大臣に報告しなければならない ・ 経済産業局と執行に関する会議を開催している ・ 消費者庁は、許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収及び立入検査を行うにあたっては、経済産業大臣へ事前協議しなければならない
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>○公表・広報頻度 処分ごとにHPで公表</p> <p>○公表・広報手段 処分についてはプレスリリースを配布し、その後HPに掲載</p>

法執行の現状

制度の概要	<p>1. 法律の目的</p> <ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引業者について免許制度を実施し、その事業に対して必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化とを図ることを目的としている。（第1条） <p>2. 免許権者等</p> <p>①免許</p> <ul style="list-style-type: none">・二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する宅地建物取引業者については国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する宅地建物取引業者については都道府県知事の免許が必要。（第3条）・免許の有効期間は5年であり、有効期間満了後も引き続き宅地建物取引業を営む場合は免許の更新が必要。・なお、都道府県知事が行う事務は自治事務である。 ※宅地建物取引業者数：126,582業者（平成21年度末） うち 国土交通大臣免許業者：2,153業者 都道府県知事免許業者：124,429業者 ※宅地建物取引業者の従業者数：約52万人 <p>②宅地建物取引主任者の資格試験、登録等</p> <ul style="list-style-type: none">・宅地建物取引業者がその事務所ごとに一定数以上設置しなければならない「宅地建物取引主任者」に関し、都道府県知事は、その資格試験の実施、主任者の登録、主任者証の交付の事務を行っている。（第16条、18条、22条の2）・取引主任者証の有効期間は5年であり、有効期間満了後は更新が必要。 ※宅地建物取引主任者登録者数：867,501人（平成21年度末） <p>③国土交通大臣のその他の関与</p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通大臣は、免許・監督の他、宅地建物取引業者の業務に関して購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図る観点から設けられている関係機関（指定流通機構、指定保証機関、指定保管機関、宅地建物取引業保証協会等）の指定等を行う。 <p>3. 業務に関する主な規制</p> <ul style="list-style-type: none">・行政上の義務に関する規定のほか、取引条件や契約内容の適正化を図るための私法上の効力に関する規定（民法の特例）を定めている。 <p><行政上の義務に関する規定></p> <ul style="list-style-type: none">・事務所等における専任の取引主任者の設置（第15条）・営業保証金の供託（第25条）・契約締結前における重要事項の説明（第35条）
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に係る書面の交付（第37条） ・ 広告規制（誇大広告等の禁止（第32条）、広告開始時期の制限（第33条）） ・ その他禁止事項（重要事項不告知等の禁止（第47条）等） 等 <p>＜私法上の効力に関する規定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 瑕疵担保責任に係る特約の制限（第40条） ・ 手付金等の制限（第39条） ・ クーリング・オフ（第37条の2） ・ 報酬額の制限等（第46条） 等 <p>4. 監督措置、罰則</p> <p>下記の場合に国土交通大臣又は都道府県知事が行政上の処分を行うほか、法律の規定に違反した者等に対する罰則規定が定められている。</p> <p>＜指示処分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき、又はそのおそれが大であるとき ・ 業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又はそのおそれが大であるとき。 ・ 法律の規定に違反したとき 等 <p>＜業務停止処分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の規定に違反したとき ・ 指示に従わないとき ・ 処分の内容に違反したとき ・ 不正又は著しく不当な行為をしたとき 等 <p>＜免許取消処分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許の欠格要件に該当することとなったとき ・ 不正の手段で免許を取得したとき ・ 法律の規定に違反し、その情状が特に重いとき 等 <p>5. 主な改正経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法の制定（知事の登録制）（昭和27年） ・ 事務所への専任の取引主任者の設置、営業保証金の供託の義務付け（昭和32年） ・ 登録制から免許制への変更（昭和39年） ・ 重要事項説明、契約書面交付の義務化（昭和42年） ・ 瑕疵担保責任の特約の制限等の契約内容の適正化、手付金保全措置の義務化（昭和46年） ・ 取引主任者制度の整備、媒介契約の内容の書面交付義務化、クーリング・オフ制度の創設（昭和55年） ・ 専属専任媒介契約に関する規制（昭和63年） ・ 媒介契約制度の改正、指定流通機構の整備（平成7年） 他
--	--

<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>○国土交通大臣の下記の権限を地方整備局長及び北海道開発局長に委任している。(第78条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業の免許(第3条) ・指示処分・業務停止処分(第65条) ・免許の取消し(第66条) ・指示処分・業務停止処分をしようとする場合の聴聞(第69条) ・指導、助言及び勧告(第71条) ・報告の聴取及び立入検査(第72条) 等 <p>○一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する宅地建物取引業者については、当該都道府県の知事が上記の事務を行う。(自治事務)</p>
<p>直近3年間(平成20年度、21年度及び22年度10月まで)の法執行の実績(処分、取締、勧告等((あれば)行政指導))の件数</p>	<p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立入検査(法第72条) 1,650箇所 ○指導、助言及び勧告(法第71条) 1,201件 ○指示処分(法第65条第1項、第3項) 120件 ○業務停止処分(法第65条第2項、第4項) 86件 ○免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条) 176件 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立入検査(法第72条) 1,800箇所 ○指導、助言及び勧告(法第71条) 1,034件 ○指示処分(法第65条第1項、第3項) 104件 ○業務停止処分(法第65条第2項、第4項) 64件 ○免許取消処分(法第66条、第25条第7項、法第67条) 212件 <p>※1) 上記件数は、国土交通省及び都道府県が行った監督処分等の合計。 ※2) 立入検査については、毎年11月に実施している全国一斉調査における実績。 (業者数ではなく、調査した事務所及び分譲地の箇所数として計上。) ※3) 平成22年度10月までの実績は未集計。</p>
<p>法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態</p>	<p>○国土交通大臣が、重要事項の説明等の規定に違反し行政処分を行う際には、あらかじめ、消費者庁に協議を実施。</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<p>○宅地建物取引業者数及び監督処分等の件数については、毎年、1回、ホームページで公表している。</p> <p>○業務停止命令や免許取消処分等を行った場合、公告(主務大臣は官報に、都道府県知事は各公報)する。</p>

【法律名】 貸金業法

【府省庁名】 金融庁・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 貸金業を営む者についての登録制度（法第3条等）○ 貸金業を営む者について、その事業に対し必要な規制<ul style="list-style-type: none">・ 総量規制（法第13条等、18年改正）・ 書面交付義務（法第17条等）・ 取立規制（法第21条等） 等○ 貸金業務取扱主任者の資格試験制度（法第24の7等、18年改正）○ 貸金業協会の認可制度（法第25条等、18年改正）○ 指定信用情報機関制度（法第41条の13等、18年改正）等 <p>（注）22年6月の完全施行の際に、利用者の目線に立った新たな施策を併せて実施（府令改正）</p>																																												
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置している貸金業者は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事が監督（法第3条等）○ 二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置している貸金業者は、内閣総理大臣が監督（法第3条等）<ul style="list-style-type: none">・ 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任（法第35条）・ 金融庁長官は財務局長等に貸金業者の監督権限を委任（令第6条）																																												
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 60%;"></th><th style="width: 10%;">20年度</th><th style="width: 10%;">21年度</th><th style="width: 10%;">22年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 財務局</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>立入検査※（法第24条の6の10）</td><td>121件</td><td>101件</td><td>（未公表）</td></tr><tr><td>業務改善命令（法第24条の6の3）</td><td>7件</td><td>1件</td><td>0件</td></tr><tr><td>業務停止（法第24条の6の4）</td><td>3件</td><td>1件</td><td>0件</td></tr><tr><td>登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6）</td><td>2件</td><td>0件</td><td>1件</td></tr><tr><td colspan="4">※それぞれ、20事務年度（20.7～21.6）、21事務年度（21.7～22.6）の件数。</td></tr><tr><td>2 都道府県</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>業務改善命令（法第24条の6の3）</td><td>19件</td><td>18件</td><td>7件</td></tr><tr><td>業務停止（法第24条の6の4）</td><td>83件</td><td>45件</td><td>19件</td></tr><tr><td>登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6）</td><td>345件</td><td>178件</td><td>36件</td></tr></tbody></table>		20年度	21年度	22年度	1 財務局				立入検査※（法第24条の6の10）	121件	101件	（未公表）	業務改善命令（法第24条の6の3）	7件	1件	0件	業務停止（法第24条の6の4）	3件	1件	0件	登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6）	2件	0件	1件	※それぞれ、20事務年度（20.7～21.6）、21事務年度（21.7～22.6）の件数。				2 都道府県				業務改善命令（法第24条の6の3）	19件	18件	7件	業務停止（法第24条の6の4）	83件	45件	19件	登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6）	345件	178件	36件
	20年度	21年度	22年度																																										
1 財務局																																													
立入検査※（法第24条の6の10）	121件	101件	（未公表）																																										
業務改善命令（法第24条の6の3）	7件	1件	0件																																										
業務停止（法第24条の6の4）	3件	1件	0件																																										
登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6）	2件	0件	1件																																										
※それぞれ、20事務年度（20.7～21.6）、21事務年度（21.7～22.6）の件数。																																													
2 都道府県																																													
業務改善命令（法第24条の6の3）	19件	18件	7件																																										
業務停止（法第24条の6の4）	83件	45件	19件																																										
登録取消（法第24条の6の4、 法第24条の6の5、 法第24条の6の6）	345件	178件	36件																																										
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none">○ 貸金業法の円滑な施行等の観点から、国（財務局）と都道府県の間で貸金業監督者会議を開催。○ 国（財務局）が行った行政処分（平成21年11月及び22年6月）について消費者庁に対して事前協議を実施。○ 本年5月から6月にかけて、貸金業法の完全施行の内容及び完全施行後の監督上の着眼点を盛り込んだ「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正内容について、国（財務局）が都道府県等を対象に説明会																																												

	<p>を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本年6月、「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正にあたって、当庁から都道府県に対し、地方自治法245条の四に基づく助言・勧告を実施。 ○ 本年9月、「ヤミ金対策の強化」の観点から、当庁、警察庁等、関係機関の連携により、インターネット上のヤミ金融業者の違法な広告について、プロバイダ等へ削除要請を開始。 ○ 検査においては、毎事務年度の検査基本方針・計画策定、検査結果の審査等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている。
<p>法執行実績の 公表・広報状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段 	<p>国（財務局）の立入検査の実施状況については、「金融庁の一年」にて毎年1回公表。</p> <p>国（財務局）が行った行政処分については、その都度、行政処分の内容を公表。また、「行政処分事例集」四半期毎に、「貸金業関係統計資料」を毎年1回公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融庁の一年」については当庁ウェブサイトに公表。 http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html ・ 国（財務局）が行った行政処分については、行政処分を行った財務局でプレスリリースを配付するとともに、当該財務局及び当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/news/index.html ・ 「行政処分事例集」及び「貸金業関係統計資料」については、当庁にてプレスリリースするとともに、当庁ウェブサイトにて公表。 http://www.fsa.go.jp/status/index.html

【法律名】 旅行業法
 【府省庁名】 観光庁

参 考

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業等を営む者についての登録制度、旅行業者の取引条件の説明や書面の交付に係る義務等の個別取引の行為規制、旅行業協会の業務等について規定している。</p>
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>	<p>第二種旅行業、第三種旅行業及び旅行業者代理業に係る権限については、観光庁長官から主たる営業所を管轄する都道府県知事に委任されている。</p>
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数</p>	<p>平成20年度 立入検査92件 業務改善命令1件 業務停止1件 平成21年度 立入検査86件 行政指導6件 平成22年度 立入検査7件（地方運輸局分は未集計） 行政指導1件</p>
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>	<p>立入検査については、観光庁と地方運輸局が連携して実施 観光庁長官が、取引に係る行為規制に関する規定に違反した旅行業者等に対して、行政処分を行う際には、あらかじめ、消費者庁長官に協議を実施</p>
<p>法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段</p>	<p>文書による行政指導や行政処分を行った場合は、ホームページ等で公表を行うこととしている。</p>

【法律名】 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	1 制度の概要 ・ 国民生活との関連性が高い物資又は国民生活上重要な物資（生活関連物資等）について、買占め及び売惜しみに対する緊急措置を定めている。 ・ 具体的には、政令で指定された物資（特定物資）について、事業者等が買占めや売惜しみにより当該物資を多量に保有していることが認められる場合、内閣総理大臣及び主務大臣は売渡しに関する指示及び命令を行うことができる。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・ 政令で指定された物資に関する調査（第3条）、売渡しに関する指示及び命令（第4条）、立入検査等（第5条）について、物資所管省と共管。また、一部の場合において、それらの権限を地方公共団体へ委任。第8条）
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	実績なし。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	